

国際人権活動

2017年7月3日（月）第133号

国連経社理特別協議資格NGO
 国際人権活動日本委員会
 〒170-0005東京都豊島区南大塚
 2-33-10 東京労働会館 1F
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
 e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

安倍自公内閣に対し万感の思いを込めて抗議する

議長 鈴木 亜英

「共謀罪は違憲」「共謀罪を通すな」—国民の悲痛な叫びを一顧だにせず、政府は共謀罪を成立させた。

安倍首相は、「国際組織犯罪防止条約締結のため必要」とか、「2020年オリンピックのテロ対策に必要」といった偽物の立法理由をつかんで離さない。これ程の執念の根源は何かと問えば、決して否定することのなかった一般市民への共謀罪「適用」が浮上する。真の立法動機がここにあったと確信できる。誠に危険な事態になったと言わざるを得ない。

既遂処罰の刑法大原則を大いにゆがめて、共謀段階から処罰することになる。日本を一体どんな社会にしようと言うのか。秘密保護法制定、盗聴法拡大に続き、国民に向けた弾圧手段を新たに手にしようとしている安倍自公内閣に対し万感の思いを込めて抗議したい。

おりしも国連の「表現の自由」担当の特別報告者デービッド・ケイ氏が来日し、表現の自由が危ないことを、プライバシー担当の特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏が、共謀罪には市民保護のカギがかかっていないことをおのおの警告した。

政府は、国連特別報告者制度を全く理解せず、中身の無い感情的な反駁に終始するだけで、実りあるやり取りには程遠かった。

二人の特別報告者は、いずれも専門家であり、自由権規約の趣旨に則り、共謀罪法案等のもつ、市民的・政治的権利への侵害をニュートラルな立場から懸念したにすぎないのに、右翼的立ち位置にある安倍首相には左からの雑音としかうつらなかつたのだろう。



共謀罪反対！若者コールが深夜まで 6・14国会正門前

菅官房長官の抗議を聞いていると、2013年の拷問等禁止条約の日本審査における日本政府代表団の団長であった人権人権大使、上田英明氏のあの「シャラップ！」暴言と重なって聞こえる。第2のシャラップ事件と言えよう。

なぜ国連をこれほど敵視するのか。北朝鮮「拉致」問題を担当した国連のマルズギ・ダルスマン特別報告者に対しては、旭日重光賞の叙勲までしている。毀誉褒貶が激しい。

ユニセフ事件では日本政府は、分担金の支払いを一時ストップしようとした。言うことを聞かないことへの怒りからか、いわば経済制裁をしようとしたのである。傲慢な態度の背後にあるのは「国連分担金世界二位」の驕りがある。

何もかもが気にいらなくなっている。アメリカの国連対応を見習っているかのようである。

日本政府のこの姿を国際連盟脱退時の日本政府の姿に重ね合わせる人もいる。

日本をアジアで中国と覇を競うことのできる

「軍事大国」にしたいという安倍首相の個人的な野望のために、軍事国家、治安国家が築かれてゆくことに私たちは、徹底した抵抗を示そうではないか。

当面の会議日程

—第4回代表者会議—

- ・ 7月18日（火）18時30分～
- ・ 会場 東京労働会館5階会議室

—第5回幹事会—

- ・ 8月22日（火）18時30分～
- ・ 会場 東京労働会館〇会議室

安倍政権に怒りを覚える

「共謀罪」——NHK・クローズアップ現代の取材に関わって——
(4月4日放映)

生駒 能正

はじめは日弁連主催の市民集会

発端は、3月14日の弁護士会館で行われた「いわゆる共謀罪に関する法案の上程に反対する市民集会」に、開始時間より早く到着したことから始まった。講演、パネリスト（海渡雄一氏、青木理氏、高山佳奈子氏）の討論で印象に残ったことは、この法案の狙いは、テロの防止ではなく、今でも不当な捜査（大垣警察市民監視事件、裁判所から行き過ぎという指摘を受けた警察の「GPS捜査」、別府にある労働組合を対象とした監視カメラの設置）をしている警察や検察、そして公安が、今まで以上に取り締まりをしやすくすることにある、ということだった。

会場には、早い時間からNHK（報道局）が取材に来ており、たまたま会場に早く到着していた私が取材を受けることとなり、集会後に次のような内容でコメントした。「国会で共謀罪が取り上げられ、テレビの国会中継などを見て関心を持ち、この集会に参加した。今日の話聞いて、思った以上に危険な法律だと思った。自分は市民団体に参加しているが、警察などの判断で組織的犯罪集団と指定される可能性がある。原発反対や安保法制に反対し、国会にも頻繁に行ったりしているので目を付けられて監視されたり、尾行されたりしたら、安心して市民生活を送れなくなる。」

その後も、NHKの方が熱心に聴きとりをして、デモに参加しているところや、私が所属している市民団体の様子を撮影したいという要望もあった。このまま進むと、テレビに名前も出て、目立つ扱いになるような予感がしていたし、初めてのことなので迷いはあったが、乗りかかった舟に後戻りすることもできず、行くところまで行くという覚悟を決めた。また、NHKの報道に期待する気持ちも働いていた。

数日後に行われた原発反対の集会とデモに参加しているところを撮影（テレビに映し出された）され、デモ終了後インタビューを受けた内容の一部がテレビに映し出された。

日本委員会の「学習会」も取材

さらに、国際人権活動日本委員会の会議で、共謀罪の学習会が行われ、小池弁護士によるレクチャーや質疑応答などを始めから終わりまで長時間撮影していたが、テレビに流れたのは音声なしで会議

の参加者を一通り映したものだだった。

映し出されたテレビの映像を最初に見た時は、私の名前が画面に出て、周囲にいた方も何人も映っており、ある程度覚悟はしていたもののこれからどうなるのか、不安を感じた。インターネットで自分の名前を検索すると、数件ヒットした。ビデオを何回か見るうちに、少し冷静に分析できるようになった。NHKとしては、市民団体に所属する私が共謀罪法案が通ってしまったら委縮してしまう、という内容でまとめたかったように思う。

残念に思うことなど

一連の出来事を振り返って残念に思うことは、発端になった日弁連の講演や、パネリストの討論、国際人権活動日本委員会の学習会の中身がNHKの番組ではほとんど触れられていないことだ。私へのインタビューにしても、この法案の狙いや、国会審議の内容が分かるように丁寧に、NHKを含めた報道が、他人事のようにではなく真摯に対応してほしい、というような内容を言ったのだが、（予想通り）削除されていた。NHKの会長が代わり、番組で共謀罪を取り上げるということで幾分期待していたし、テレビによる報道は、大きな影響力をもっていると思うだけに、無念な思いは深い。

安倍政権に怒りを覚える

5月18日には、イイノホールで、日本弁護士連合会主催の「市民の人権・自由を広く侵害する共謀罪創設に反対する集会」に参加した。木村草太氏、山口二郎氏ほか大学教授の方々、元裁判官の泉山禎治氏、大垣警察市民監視違憲訴訟原告の方、自治労連活動局長、一般の人にも関係する共謀罪の恐さを、生活者の視点から特集掲載した「週刊女性」の編集部の方、小林多喜二の「母」を制作した山田火砂子映画監督、周防正行映画監督、などが講演とリレートークをした。

国連人権理事会特別報告者のカナタチ氏からも、日本の共謀罪はプライバシー権と表現の自由を侵す懸念があることが指摘され、国際ペン(102か国、144センターを組織する文学団体)の会長からも共謀罪反対声明が出された。国内外からの共謀罪に反対する声や疑問を無視し、国会答弁でのごまかしや数の力で、自分たちの都合のいいように何でも通そうとする安倍政権に怒りを覚える。

共謀罪法成立を受けて「これから」を考える

弁護士 小池 振一郎

立法府の誇りを放棄した国会審議

共謀罪法案について多くの疑問が指摘されながら、政府答弁は最初の建前を繰り返すだけで、そのウソが明らかになっても、同じ答弁を繰り返し、小手先の言い逃れをするだけで、真摯に対応をしなかった。国民を馬鹿にした不誠実な答弁に終始した恥ずべき対応であった。

立法府の誇りを放棄した国会審議の最後は、委員会採決抜きの本会議採決という国会法にも違反する異例のやり方だった。

国際連盟脱退を彷彿とさせる政府の対応

国連人権理事会のケナタッチ特別報告者が日本政府に公開質問状を出し、政府は、「速やかにご説明する用意がある」との見解を表明していたにもかかわらず、ついに何も回答しないまま成立を強行した。その上、国連の正規の機関の質問に対して、「一方的だ」と抗議までした。失礼極まりない。戦前の国際連盟脱退を彷彿とさせる。

これほど狂暴に、何が何でも成立させたいというのはどうしてか。しかも施行日が本年7月11日と異常に早い。最高裁、法務省はこれで規則制定など対応できるのかと思う。政府与党全体にそれほどの執念があったとは思えない。安倍首相の意地しかないとも言われるが、その背後に（公安）警察の思惑があることを見なければならぬ。安倍・警察ラインが突っ走ったのだ。

3度廃案にされた共謀罪法案が4度目に登場したとき、安倍首相、菅官房長官、金田法務大臣は、口々に「今度の法案は過去の共謀罪とは全く違う。テロ対策だ」と説明した。にもかかわらず、「TOC条約批准のために必要」というのだから、それ自体が矛盾している。なぜなら、TOC条約はテロ対策が目的ではなく、しかも法案はテロ防止にはならない。今回の法案も過去の共謀罪法案と基本的に同じである。

「警察を監督する警察・第三者機関」が必要

法案成立を受けて、日弁連をはじめ全国の弁護士会は、今後は共謀罪法廃止に向けて取り組む決意を表明している。それは当然であるが、さらに、警察を監督する警察・第三者機関の設置を提案したい。諸外国には警察とは別の機関がある。ニュージーランドには警察とは別の警察組織があり、米国のFBI（連邦捜査局）は連邦司法省下の警察組織であり、州警察とは組織が異なる。



6・14深夜の国会前。徹夜を覚悟した人たちが、国会内の報告があるたびに怒りの声があがる。

日本では、公安委員会があるとか裁判所のチェックがあると政府は弁明するだろうが、公安委員会は実質的に独立していないし、裁判所のチェック機能が果たされていない。

この間の廃案運動のなかで、私はこの問題を提起し続けてきた。幸い、ケナタッチ氏が、監視活動を行う機関（警察）から完全に独立した「活動監督機関」の設置を求める提案をしてくれた。実はこの問題は旬になる可能性がある。

先日の最高裁GPS捜査判決で、GPS捜査は立法課題だと提起された。今回の共謀罪法案で関連する付帯決議が維新の党の提案で採択された。いろいろな条件を付けて立法化されるであろうが、「警察を監督する警察・第三者機関の設置」とセットでなければ絵に描いた餅になると提案するチャンスである。これは必然的に共謀罪と結びついた提案となる。共謀罪を運用するなら、国連特別報告者が言うように、警察を監督する第三者機関の設置とセットでなければならぬと提起するのだ。

一見、修正論的に見えるかもしれないが、警察は、現状では絶対にこの提案に応じないから、これは共謀罪法を運用させないたたかいになり得るし、さらには、共謀罪法の廃止につながるたたかいとなる。

ケナタッチ氏はこれからもやる気満々のようだから、国連人権理事会、国際人権規約委員会なども活用しながら、これが国連の見解であるとして、国際的にも、国内的にも攻勢的に展開しよう。

マスコミが世界の警察組織のダブル組織状況を調査して世論喚起できれば、第三者機関の設置が実現する展望が出てくる。それが国内人権機関の設置、さらには代用監獄廃止につながるかもしれない。

「共謀罪」に世界から懸念の声

ジョセフ・ケナタッチ氏の質問状

海渡 雄一（共謀罪NO！実行委員会）

国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタッチ氏が、5月18日、共謀罪（テロ等準備罪）に関する法案はプライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとして深刻な懸念を表明する書簡を安倍首相宛てに送付し、国連のウェブページで公表した。

＜書簡の内容＞

書簡では、法案の「計画」や「準備行為」、「組織的犯罪集団」の文言があいまいで、恣意的な適用のおそれがある。対象となる277の犯罪が広範で、テロリズムや組織犯罪と無関係の犯罪を多く含んでいることを指摘し、いかなる行為が処罰の対象となるかが不明確であり、刑罰法規の明確性の原則に照らして問題があるとしている。

さらに、共謀罪の制定が監視を強めることになることを指摘し、日本の法制度においてプライバシーを守るための法的な仕組み、監視捜査に対する令状主義の強化や、ナショナル・セキュリティのために行われる監視活動を事前に許可するための独立した機関の設置など想定されていないことを指摘している。また、我が国の裁判所が、警察の捜査に対する監督として十分機能していないとの事実認識を示している。

そのうえで、政府に対して、法案とその審議に関する情報の提供を求め、さらに要望があれば、国連から法案の改善のために専門家を派遣する用意があると表明している。

法案の策定を一からやり直すべき

日本政府は、この書簡に答えなければならない。また、日本政府は、これまで共謀罪法案を制定する根拠として国連越境組織犯罪防止条約の批准のためとしてきた。同じ国連の人権理事会が選任した専門家から、人権高等弁務官事務所を介して、国会審議中の法案について疑問が提起され、見直しが促されたことは極めて重要である。

日本政府は、まず国連からの質問に答え、協議を開始し、そのためにも衆議院における法案の採決を棚上げにするべきである。そして、国連との対話を通じて、法案の策定作業を一からやり直すべきである。（以上 海渡雄一氏）

しかし、自・公政権は、国連や国際社会からの「懸念の声」を無視し、国民の強い反対の声を押し切って、5月23日（火）衆議院本会議で強行採

決をし、治安維持法の再来と言われる「共謀罪」は参議院に送られた。

参議院では、十分な審議もなく、委員会での採決を省略し本会議で中間報告を採決するという方針を野党に伝えた。この極めて異例なやり方を野党は拒否したが、絶対多数を占める自公政権はそれを無視し、6月15日（木）、早朝の本会議で「共謀罪」法案を採決・成立させた。国会周辺には多くの徹夜組の人たちが、朝まで抗議の声をあげ続けた。

スパイや公安警察がうろつき、国民の自由と民主主義を制約する息苦しい社会にし、戦争する国にしようというのだろうか。とても正気の沙汰とは思えない自公政権による暴挙である。

国際ペン（ジャーナリストの国際組織） ジェニファ・クレメント会長の声明

共謀罪を制定しようという日本政府の意図を厳しい目で注視している。同法が成立すれば、日本における表現の自由とプライバシーの権利を脅かすものとなることを指摘。国会に対しても「日本国民の基本的な自由を深く侵害することとなる立法に反対する」ことを強く求めている。

※ 国際ペン=26000人以上のジャーナリストが参加する国際組織。1921年設立、ロンドンに本部を置き、100以上の国・地域に149のセンターがある。日本ペンクラブもその一つ。

国連のTOC条約の立法指針を執筆した ニコラス・パッサス氏のアドバイスと助言

——国際組織犯罪防止条約（TOC条約）はテロ防止目的ではない。新法導入の正当化に利用してはならない。

パッサス氏は、TOC条約は、「組織的犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際犯罪が対象」で、「テロは対象から除外されている」と指摘。「非民主的な国では政府への抗議活動を犯罪とみなす場合がある。だからイデオロギーに由来する犯罪は除外された」と説明。また、「プライバシーの侵害につながるような捜査手法の導入を求めている」、「新たな施策導入の口実にしないよう」注意を喚起した。

プライバシーの侵害につながる捜査が可能になることへの懸念については、「捜査の主体や手法、それらを監督する仕組みを明確にする法律を求めると」とアドバイスと助言をした。

—東京新聞6月5日掲載—

テロ等準備罪＝共謀罪の内容と問題点

松宮孝明さん（立命館大学教授）の講演から

参議院・法務委員会での採決なしで本会議の採決を行なうという異例なやり方で成立させた共謀罪。安倍政権が成立させたい「共謀罪」（テロ等準備罪）の内容と問題点について、参議員での採決から5日後の6月21日（水）、院内集会で、立命館大学の松宮孝明教授が講演しました。

1、法案の問題点

Q 1、これまでの共謀罪法案とは「別物」か？

A、これまで3度廃案となった共謀罪とは「別物」と安倍首相は言ってきたが、法案の処罰の本命は「二人以上で計画した」ことであって、法律家はこれを「共謀」と呼んでいる。だから過去の「共謀罪」と同質である。政府は法案に「準備行為」を入れたので過去の共謀罪とは違うとも言っているが、2006年に自公が出した修正案には「準備行為」が入っているので、これはウソである。

Q 2、「組織的犯罪集団」は「テロ組織」に限定されているか？

A、TOC条約では「組織的犯罪集団」の定義は、「国際的組織的経済犯罪集団」と規定し、「テロリズム集団」とはまったく関係ない。イスラム過激派と言われる人たちの自爆テロの目的が、「金銭的利益」のためではないことから明らかで、テロ犯罪を取り締まるための条約ではない。TOC条約には詐欺罪なども入って対象犯罪も広い。

Q 3、一般市民も処罰の対象になるのか？

A、安部首相は、「一般の人が対象になることはない」と繰り返し言っているが、法案第6条の2の2項の意味は、組織的犯罪集団に属していない人でも、277の犯罪の一覧表の中の犯罪を二人以上で計画し、それが組織的犯罪集団の不正権益に役に立つ場合は処罰されるということで、組織的犯罪集団とは関係ない人を対象としたものと言える。これまでの「共謀共同正犯」の解釈で「順次共謀」という考え方があがるが、これも適用される。一堂に会さず、順次合意しても共謀罪は成立する。

Q 4、対象犯罪を277に限定したのは恣意的か。

A、今回の法律では、公職選挙法上の組織的「買収および利益誘導罪」が省かれている。例えば電通から選挙参謀を雇い、選挙運動員にアルバイト料を支払うと、電通は組織的犯罪集団になる。これには与党議員は全員反対するので省いたと推測される。特別公務員凌辱罪や特別法上の公務員以外の収賄罪も省かれている。

Q、TOC条約批准のために法案は必要か。

A、政府は、ことあるごとにTOC条約を批准するため

にこの法律が必要と言っている。TOC条約がつくられた主旨は、国際的経済的組織犯罪について各国が協力して取り組む（捜査、裁判、犯罪人引き渡し）ということで、4年以上の懲役・禁固を定める「重大犯罪」を合意の犯罪とすることを求めている。

各国が法案を起草する場合の「立法ガイド」では「条約の意味と精神に焦点をあてるべき」となっており、立法ガイドでも「組織的な犯罪集団に対する効果的な措置」をとればよいと書いている。国際協力の対象となるような重大犯罪について、実質的に見て処罰の間隙がなければ「共謀罪」の立法は不要と言っている。

Q 6、「共謀罪」によるテロ防止効果はあるのか

A、「テロの脅威」は「対テロ戦争」に参加しているから生み出される。日本も安倍政権になって海外でのISによるテロの犠牲者が増加したのは、日本政府の態度が変わったからではないか。安部首相が、東京オリンピックが開催できないと言っているのは、2020年の第14回「国際犯罪防止・刑事司法会議」in東京までに条約が批准できないと体裁が悪いというのが本音ではないか。

2、市民的自由の窒息

1、密告規定の危険性

法案6条の2 第1項に「実行に着手する前に自首した者には、その刑を軽減し、または免除する」とあるが、これは自首した者は刑を軽くする・刑を受けなくてもよいとする密告奨励規定といえる。

共謀罪では、計画したこと自体が処罰されるので、途中でやめても処罰される一方、反省しないで密告すれば助かるということ。共謀罪は、計画の中止や反省を評価するのではなくて「裏切り」に報酬を与える制度なのである。

2、次は室内会話盗聴の合法化か

昨年5月の「通信傍受法」改正によって、対象犯罪が万引きなど窃盗や政務活動費をごまかす詐欺罪の一般犯罪まで一挙に拡大された。共謀罪法案が成立すれば、犯罪計画段階の密告を奨励するばかりか、共謀罪にあたることを証明するために捜査手法としての盗聴の日常化をもたらす危険がある。次の改正の焦点は、室内会話盗聴の合法化だといわれ、すでにそのための動きが法務省を中心に始まっているともいわれている。

※当日配布の資料と講演からまとめました。

UPR審査・LOI 採択に向けて

事務局長 松田 順一

1、UPR第3回日本政府報告の審査に向けたレポート提出

すべての国連加盟国の人権状況を審査するUPR審査（普遍的・定期的審査）が2008年に人権理事会で創設され、今年の11月、第3回目の日本政府報告審査が行われます。

国際人権活動日本委員会は、前回までと同様、政府報告に対するNGO報告としての意見を3月に提出しました。今回の報告は次の3項目です。

（1）第一選択議定書（個人通報制度）の早期批准

長年にわたる勧告と私たちの粘り強い取り組みにももかかわらず、いまだ批准に至っていない個人通報制度の実現は、あらためて早期批准を目標として力を入れて取り組む課題です。

批准をすることにより、被害者の人権を国際規約に基づいて救済する道が開かれるばかりでなく、立ち遅れている国内法を早急に国際基準に引き上げる効果が期待できます。

UPR審査の議論に参加するすべての国連加盟国の委員に対して日本政府への働きかけを要請するレポートです。

（2）東京の公立学校における国旗・国歌の強制について

2014年、自由権規約委員会から「思想・良心及び表現の自由に対する制約は、規定された厳しい条件を満たさない限り課してはならない」との勧告を受けたにもかかわらず、何ら履行していない政府を追及しています。

戦前の侵略戦争を推進した基本道徳であった「教育勅語」を肯定する政府高官が報道され、「特定秘密保護法」や「共謀罪」など物言えぬ社会へ引きずり込もうとする政府の策動を訴えるレポートです。

（3）戦前の治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の実現を

昨年12月の人権デーにおける法務省要請で、法務省高官は「治安維持法は当時適切に制定されたものであり、同法違反の罪にかかる刑の執行も、適法に構成された裁判所で言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものである。違法であったとは認められない」と回答しました。そして

「損害賠償をする理由もなければ、謝罪も実態調査の必要もない」と延べ、最後に「これが人道に反する悪法であったとは認めない」と続けました。

「共謀罪」が治安維持法の再来と危惧されている今日、治安維持法下における被害の実態とその後の救済を求めてレポートしました。

2. 自由権規約委員会第7回日本政府報告の審査に関するLOI(リスト・オブ・イシュー)採択に向けてのレポート準備

★今回から、審査のシステムが変わります。

前回（第6回・2014年）の審査から3年が経ち、今回の第7回審査から規約委員会が事前にリスト・オブ・イシュー（質問項目）を作成・採択し、これに対して日本政府が1年以内に回答する形式に変更になります。

規約委員会はこの回答（政府報告）の受領後、1年以内に審査を行うこととなります。従って、政府報告書の審査は2018年以降になるものと思われます。

現在、国際人権活動日本委員会は、規約委員会のリスト・オブ・イシューの採択に向けて、NGOからの情報提供としてのレポートの準備中です（リスト、オブ・イシュー採択のためのレポート）。

現在、下記の団体会員・個人などがレポートの提出を予定し、その作成準備を行っています。規約委員会へのレポート提出の締め切りは7月24日（月）です。

<レポート提出予定の団体>

- (1) 国際人権活動日本委員会
- (2) 兵庫県レッド・ページ反対懇談会
- (3) 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
- (4) 日本国民救援会
- (5) 国連に障がい児の権利を訴える会
- (6) 東京・教育の自由裁判をすすめる会
- (7) 個人情報保護条例を活かす会
- (8) 消防職員ネットワーク
- (9) 日本出版労働組合連合会
- (10) 日本航空解雇裁判原告

書籍の紹介

スノーデン 日本への警告 (集英社新書) エドワード・スノーデン (著)

市民を監視する政府への監視が鍵

米国国家安全保障局の諜報職員だったエドワード・スノーデン氏が2013年6月、米政府による情報の無差別監視をリークした。ドイツのメルケル首相の携帯電話まで狙われたとあって騒然となり、その規模の大きさは世界を震撼させるに十分であった。本書は昨年6月に東京大学で行われたシンポジウムにロシアから映像で参加した同氏の真相暴露を書籍化したものだ。米政府はグーグル、フェイスブック、ヤフーなどといったインターネットサービスや通信事業者の協力を得て、電話、メール、位置情報、検索履歴などすべての情報通信に合法的にアクセスしてきたという。これらは通信技術の進歩によって容易になった新しい監視手法である。治安や犯罪に無関係のすべての国内外の市民が対象とされ、その日常が、つぶさに、大量かつ無差別に傍受されているという。すべての記録は自動的に収集され、誰が誰に何分電話したか、いつメールしたかといった「メタデー

タ」として保管され利用されているのである。

米国ではあの9・11テロ以後、監視政策の大転換が行われ、情報の共有は日本とも緊密になっているが、日本における警戒心の低さを警告している。自戒すべきであろう。

スノーデン氏は技術的には暗号化がプライバシーを守る鍵だとはしつつも、テクノロジーの軍拡競争ではなく、メディアも市民も、政府への監視を強める必要を強調する。

結局、過剰な秘密主義を民主的にコントロールすることが課題だと読み取れる。権力による違法な情報収集をとがめる訴訟が全国にある。本書はその闘いの重要性を再認識させることになろう。(鈴木 亜英)

集英社新書 720円

しんぶん赤旗6月25日より

★第二章は、ベン・ワイズナー氏(ACLU所属の弁護士。スノーデン氏の法律アドバイザー)、マリコ・ヒロセ氏(ニューヨー



ク自由人権協会所属弁護士)、宮下紘氏(中央大学総合政策学部准教授、プライバシーの専門家)、青木理氏(ジャーナリスト)による討論。テーマは「信教の自由・プライバシーと監視社会」—テロ対策を改めて考える。

★さらに、エドワード・スノーデンのメッセージ—ベン・ワイズナーとの対話(聞き手・金昌浩)などを掲載。

新会員のご紹介

宮下 奈美さん

埼玉県蕨市の市議会議員2期目の宮下奈美です。前職は派遣で広告デザインの仕事をしていました。「日本の人権」に疑問を持ち、特に高齢者や女性、子どもが暮らしにくい社会だと感じます。

みなさまと一緒に勉強し、活動したいと思います。よろしくお願ひします。



大嶋 祐介さん

2006年に全学連の代表として国連で発言させていただきました。卒業後は最も困難な地域で役割を果たそうと鳥取民医連で貧困や差別の問題に取り組みました。

今年東京に戻ったので、自身に影響を与えてくれた国際人権活動日本委員会で少しでも役割を果たせればと思います。機会があればまた、国連に行きたいです。



前号からの活動日誌

- 3月20日 フクシマを忘れない！さようなら原発大集会・デモ
- 3月21日 第2回代表者会議 NHK「クローズアップ現代」取材「共謀罪」法案 閣議決定
- 3月22日 学習・決起集会 アベ政権「退場」を見据えて次の一手を！
- 3月25日 第3回UPRレポート提出
- 3月28日 UPR政府報告に関して外務省とNGOとの意見交換会
- 4月4日 NHK「クローズアップ現代・共謀罪法案」放映
- 4月6日 共謀罪反対日比谷野音集会・デモ
- 4月11日 院内集会－「共謀罪」法案
- 4月14日 三多摩法律事務所 創立50周年記念レセプション
- 4月16日 治安維持法同盟東京本部40周年記念集会
- 4月18日 第3回幹事会
- 4月19日 辺野古埋め立て強行反対集会
- 4月22日 日弁連「問われる憲法の危機」集会
- 4月23日 学習会 日本軍「慰安婦」問題と朝鮮半島
- 4月24日 学習会「ハーグ条約と親子断絶防止法案」
- 4月25日 共謀罪反対国会前行動
- 4月26日 共謀罪反対院内集会
- 4月27日 森友疑惑糾弾・共謀罪反対国家前行動
- 4月29日 沖縄連帯の集い
- 5月1日 メーデー
- 5月3日 日本国憲法施行70年—平和といのちと人権を5・3集会
- 5月8日 共謀罪の廃案を求める国会行動・院内集会
- 5月9日 共謀罪院内集会
- 5月11日 共謀罪法案反対集会
- 5月12日 これからの刑事司法を考える一取り調べの可視化を求める市民集会
- 5月13日 憲法フェスティバル—メディアと憲法と私たち
- 5月15日 死刑廃止後の最高刑・代替制を考える
- 5月16日 第3回代表者会議
- 5月18日 共謀罪反対、憲法25条で守る5・18決起集会
- 5月22日 共謀罪衆議院第2議員会館前集会
- 5月23日 百人委員会「共謀罪」院内集会
- 5月24日 労働運動と市民運動の連帯をめざす日比谷野音集会
- 5月25日 共謀罪反対行動(昼・夜)
- 5月27日 日弁連憲法記念シンポジウム「戦後を支えてきたのは？」憲法施行70年目の立憲主義
- 5月29日・30日 共謀罪反対国会前行動
- 5月31日 共謀罪許すな日比谷野音集会
- 6月1日 共謀罪反対国会前行動
- 6月2日 デヴィッド・ケイさん講演 九条の会講演会
- 6月3日 障害児の人権を国際視点から考える 布川国賠訴訟総会
- 6月5日 「裁判員裁判のいま」出版記念パーティー
- 6月6日 「6」の日行動国会前
- 6月8日 共謀罪反対木曜行動(国会前)
- 6月9日 共謀罪国際シンポジウム「ケナタッチ氏とスカイプでつないで」
- 6月13日 昼休み行動(議員会館前)・夜(日比谷野音)「共謀罪許すな」集会
- 6月14日 昼・夜 議員会館前 徹夜・朝までコール
- 6月15日 早朝、共謀罪法案 参議院で委員会採決なしの本会議強行採決
- 6月20日 第4回幹事会
- 6月21日 日弁連主催「共謀罪」院内集会

当面の行動日程

- ★被爆者の声をうけつぐ映画祭 7月15日(土)10時～(プログラム①～④), 7月16日(日)10時(プログラム⑤～⑦) チケット代金 前売り1000円、当日1200円、会場/武蔵大学江古田キャンパス ●お問い合わせは03-5466-2311 共同映画、090-1793-6627
- ★市民憲法講座 第116回「2020年 安倍改憲～その中身と狙いは何か」講師:清水雅彦さん(日本体育大学教授・憲法学) 7月15日(土)18時30分～文京シビックセンター3F会議室A+B 参加費800円
- ★第4回代表者会議 7月18日(火) 5階会議室
- ★非戦を選ぶ演劇人の会ピースリーディング ①9人いる！～憲法9条と沖縄2017 ②落書き2017 ③戦場イラクからのメール 7月19日(水)19時～20日(木)14時～ 全労済ホール/スペース・ゼロ
- ★いろそら合唱団 “手をとりあって”2017コンサート 7月22日(土) 開演13時30分 四谷区民ホール 2000円 ※JAL原告合唱団も友情出演
- ★洗脳教育はゴメンだ！第7回「日の丸・君が代」問題等全国学習交流集会 7月23日(日)10時～16時30分 記念講演/高島信欣さん(琉球大名譽教授) 場所:日比谷図書文化館地下ホール
- ★『孫たちのために平和を』コンサートin2017 8月2日(水) 13時30分～ 杉並公会堂小ホール 2000円
- ★平和をねがう中央区民の戦争展 8月12日(土)13時～16時 「南京事件から80年 調べてわかったこと」 8月12日(土)オープニング企画(合唱など)講演「兵士たちが記録した南京大虐殺」講師/小野賢二さん(元労働者)など。13日(日)10時20分～ DVD上映「戦争を知らない子供たちへー少年兵の告白」、講演「なぜ民主的憲法を持っていたドイツにヒトラー独裁政権が誕生したのか? 抜け穴は『緊急事態条項』」講師/石田勇治さん
- ★第5回幹事会 8月22日(火)